

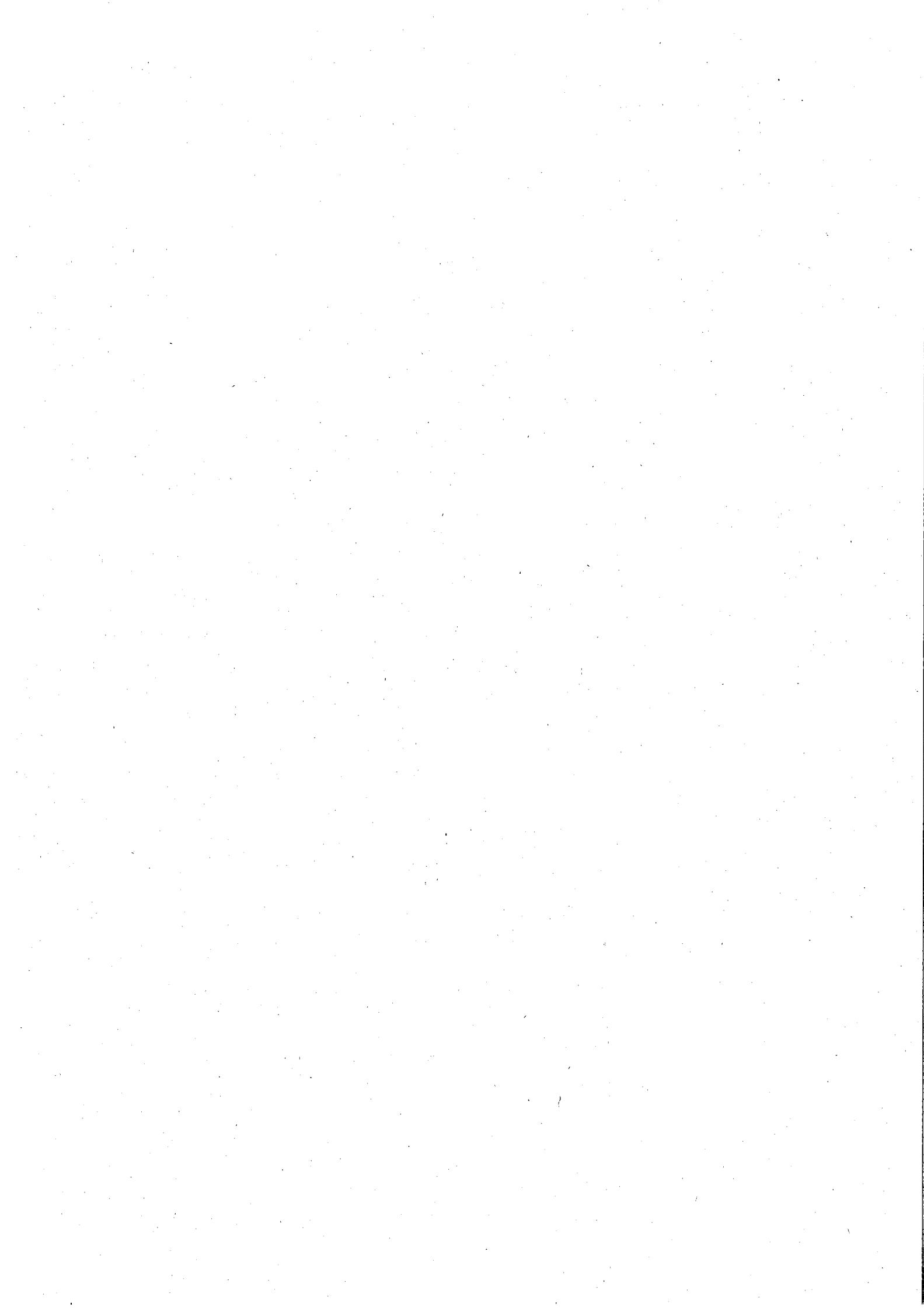
議案第 18 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を次のように定める。

令和元年9月25日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（）の次に「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第14条第3項、第4項各号列記以外の部分及び第2号並びに第5項第2号中「割り振り変更前の正規の勤務時間」を「割振り変更前の正規の勤務時間」に改める。

(野田市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の分限に関する条例（昭和26年野田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(野田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 野田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年野田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、報酬（野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第 号）第15条第2項に定める額に限る。））」を加える。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的任用の者及び」を削る。

第2条に次の1項を加える。

4 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第4条を次のように改める。

(勤続期間の計算の特例)

第4条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第4項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第4項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 第3条第4項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第4項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「に職員」の次に「又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）」を加え、「当該職員」を「当該職員等」に改め、同項第1号中「職員」を「職員等」に改め、同項第2号中「係る職員」を「係る職員等」に、「うけた」を「受けた」に、「の職員」を「の職員等」に改める。

（野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和60年野田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出し、同条第2項及び第3項並びに第4条の2第1項中「割り振り」を「割振り」に改める。

第13条の見出し中「臨時職員等」を「非常勤職員」に改め、同条中「臨時職員及び」を削る。

（野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 法律相談員の項から市史編さん調査協力員の項まで及び新生児・妊産婦訪問指導員の項を削り、同表中

急病センター 従事者	管理者	月額 14, 000円
	看護師	(年末年始等) 日額 13, 700円 (上記以外) 日額 9, 100円
	内科事務員	(年末年始等) 日額 13, 700円 (上記以外) 日額 9, 100円
	歯科衛生士及び 歯科事務員	(年末年始等) 日額 11, 400円 (上記以外) 日額 7, 600円
	内科診療報酬支 払請求事務員	日額 9, 100円
	歯科診療報酬支 払請求事務員	日額 7, 600円

を

急病センター 従事者	管理者	月額 14, 000円

に改め、同表消費生活相談員の項及び計量器事前調査員の項を削り、同表土地区画整理法第65条の規定による評価員の項中「土地区画整理法」の次に「(昭和29年法律第119号)」を加え、同表老人福祉推進員の項、母子・父子自立支援員の項、婦人相談員の項、社会教育指導員の項及び公民館長の項を削る。

別表第2中

「

市史編さん調査協力員	3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額
新生児・妊産婦訪問指導員	
急病センター従事者（管理者を除く。）	
消費生活相談員	
計量器事前調査員	
老人福祉推進員	
母子・父子自立支援員	
婦人相談員	
社会教育指導員	

」

を

「

青少年補導員	3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額
スポーツ推進委員	

」

に改める。

(野田市史編さん委員会設置条例の一部改正)

第7条 野田市史編さん委員会設置条例（平成元年野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「30人」を「50人」に改める。

(野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 野田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(イ) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(ウ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。

以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(エ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が 1 歳 2 か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の 1 歳 6 か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第5条の3第1項中「第19条第1項」の次に「（野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第14条第1項及び第24条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を加え、同条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第6条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第9条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（以下この項において「基準時間」という。）を超えない範囲内で（

当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間に相当する休暇として規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、基準時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第10条に次の2項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第13条」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第8条」と、「給与条例第17条第1項」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第13条第1項」とする。

3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第13条」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第18条」と、「給与条例第17条第1項」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第23条第1項」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と、「給与を」とあるのは「報酬を」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職を占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

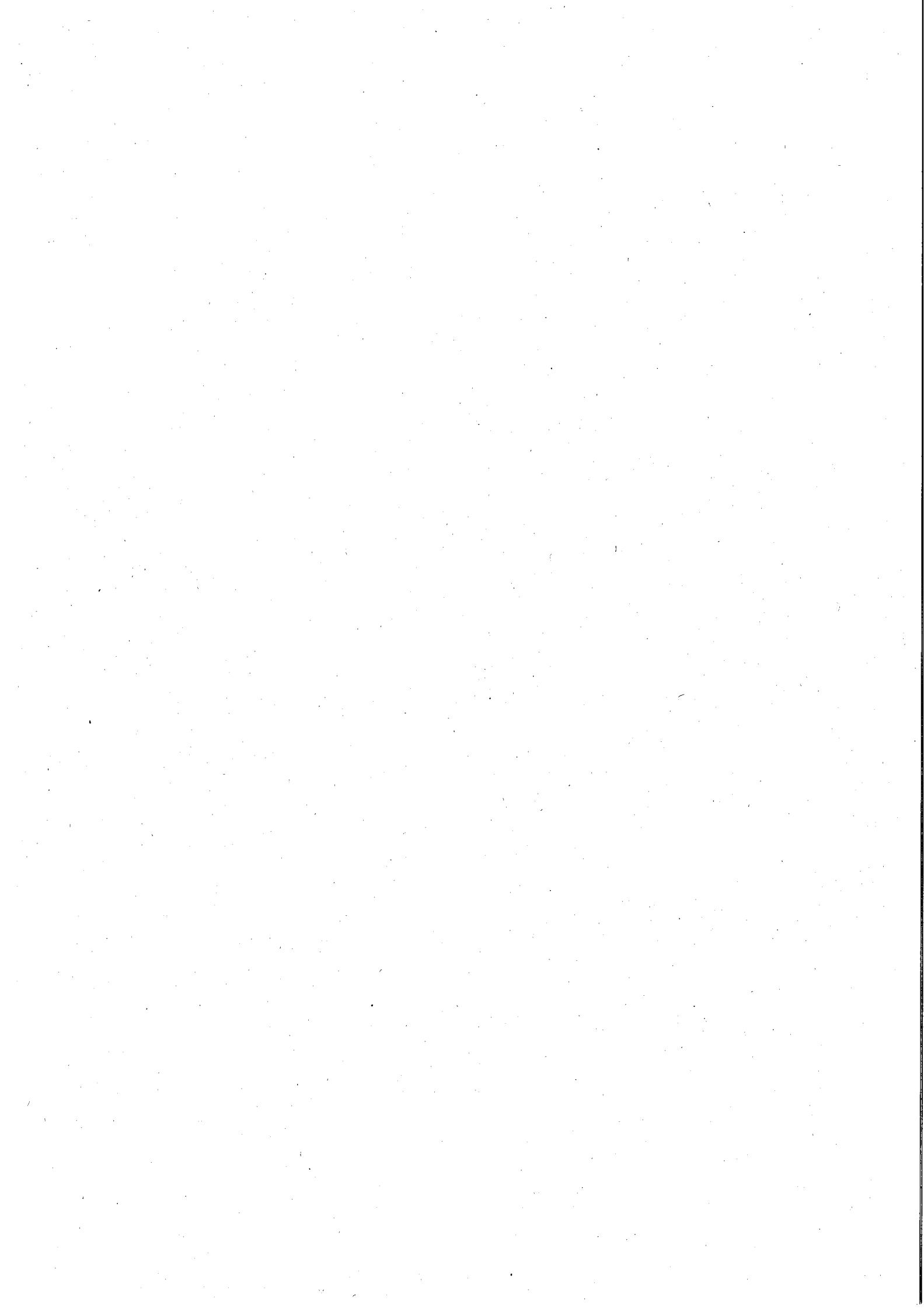
附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

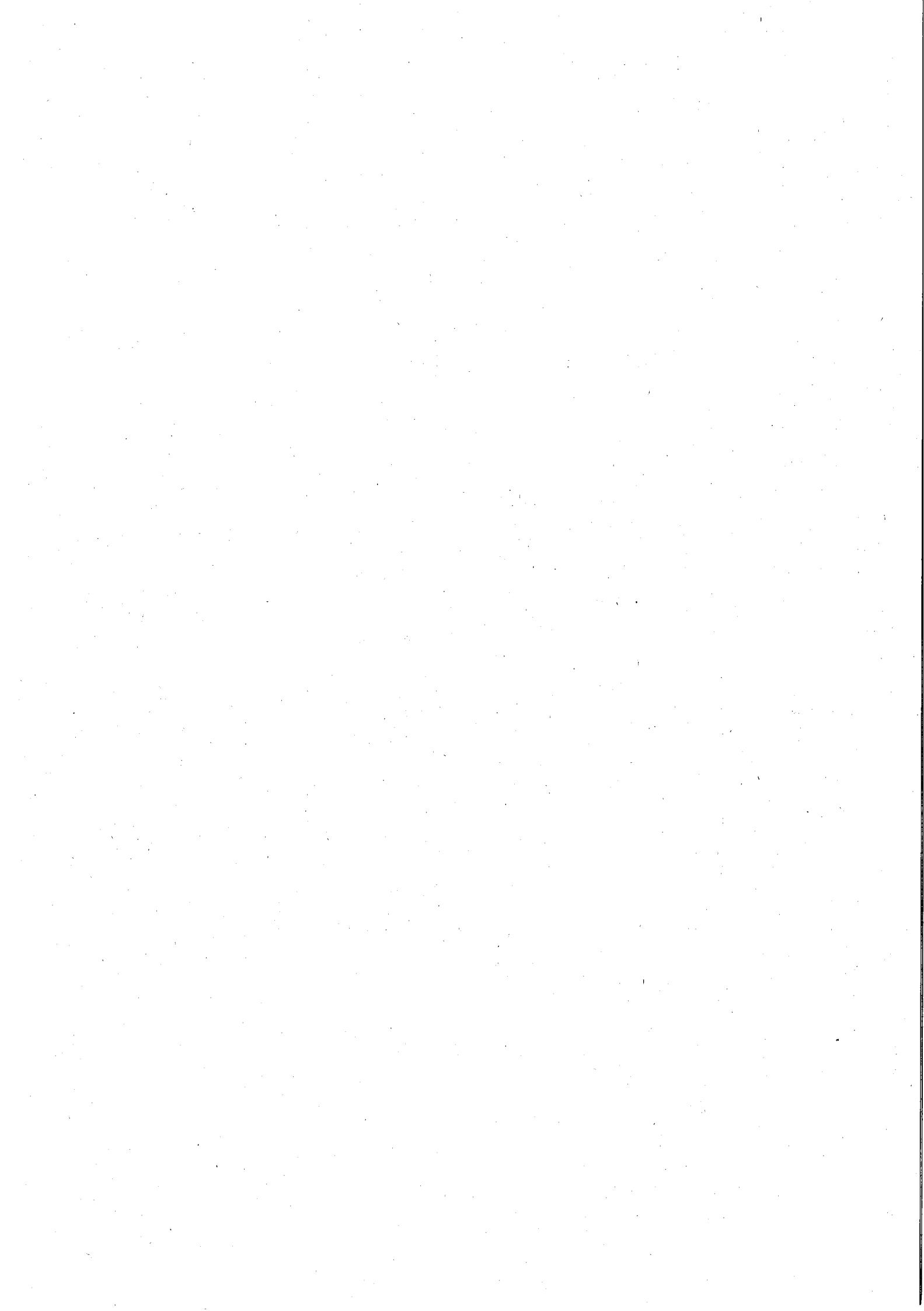
(経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第4項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第5条、第6条及び第7条の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける者に対する新条例第4条の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。



提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するため、関係条例について所要の改正を行おうとするものである。



参考資料

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>第8条 削除</u></p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第2条の3の規定によりあらかじめ勤務時間等条例第2条の2第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間外に、又は<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間等条例第2条の2第1項及び第3項並びに第2条の3に規定する勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>を超えてした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員</p>	<p><u>第8条 臨時職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務を除く。)については、規則で定めるところにより賃金、時間外勤務手当、通勤手当及び期末手当を支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する職員の給与の支給方法等は、規則で定める。</u></p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第2条の3の規定によりあらかじめ勤務時間等条例第2条の2第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間外に、又は<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間等条例第2条の2第1項及び第3項並びに第2条の3に規定する勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>を超えてした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員</p>

	は、その 60 時間を超えて勤務した全時間に 対して、第 1 項(第 2 項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)及び前項の規定 にかかるわらず、勤務 1 時間につき、第 17 条 第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与 額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た額を時 間外勤務手当として支給する。 (1) (略) (2) <u>割振り変更前の正規の勤務時間</u> を超 えてした勤務 100 分の 50	には、その 60 時間を超えて勤務した全時間 に対して、第 1 項(第 2 項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)及び前項の規定 にかかるわらず、勤務 1 時間につき、第 17 条 第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与 額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た額を時 間外勤務手当として支給する。 (1) (略) (2) <u>割り振り変更前の正規の勤務時間</u> を 超えてした勤務 100 分の 50
5	勤務時間等条例第 5 条第 1 項に規定する時 間外勤務代休時間を指定された場合におい て、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務 しなかったときは、前項に規定する 60 時間 を超えて勤務した全時間のうち当該時間外 勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤 務手当の支給に係る時間に対しては、当該 時間 1 時間につき、第 17 条第 2 項に規定す る勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号 に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当 を支給することを要しない。 (1) (略) (2) <u>割振り変更前の正規の勤務時間</u> を超 えてした勤務の時間 100 分の 50 から第 3 項に規定する規則で定める割合を減じ た割合	勤務時間等条例第 5 条第 1 項に規定する時 間外勤務代休時間を指定された場合におい て、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務 しなかったときは、前項に規定する 60 時間 を超えて勤務した全時間のうち当該時間外 勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤 務手当の支給に係る時間に対しては、当該 時間 1 時間につき、第 17 条第 2 項に規定す る勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号 に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当 を支給することを要しない。 (1) (略) (2) <u>割り振り変更前の正規の勤務時間</u> を 超えてした勤務の時間 100 分の 50 から 第 3 項に規定する規則で定める割合を減 じた割合
6	(略)	6 (略)

○ 野田市職員の分限に関する条例（昭和26年野田市条例第33号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
(休職の効果) 第 4 条 (略) 2・3 (略) <u>4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度 任用職員に対する第 1 項の規定の適用につ いては、同項中「3 年を超えない範囲内」 とあるのは、「法第 22 条の 2 第 2 項の規定 により任命権者が定める任期の範囲内」と する。</u>	(休職の効果) 第 4 条 (略) 2・3 (略)

○ 野田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年野田市条例第34号）（第3条関係）

改 正 案	現 行
(減給の効果)	(減給の効果)

第3条 減給は、6月以下給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、報酬(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年野田市条例第一号)第15条第2項に定める額に限る。))の10分の1以下を減ずるものとする。

第3条 減給は、6月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。

○ 野田市職員の退職手当に関する条例(昭和30年野田市条例第2号)(第4条関係)

改 正 案	現 行
(この条例の目的)	(この条例の目的)
第1条 この条例は、野田市常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、野田市常勤職員(臨時の任用の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。
(退職手当の支給)	(退職手当の支給)
第2条 (略)	第2条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。	(勤続期間の計算の特例)
第4条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。	第4条 削除
(1) 第2条第4項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて	

12月を越えるに至るまでのその引き続いで勤務した期間

(2) 第2条第4項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いで12月を越えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いで勤務した期間

第4条の2 第3条第4項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第4項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

3~17 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員であつたことがあるものについては、当該職員であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員であつた期間に係る職員となつた日の直前の職員でなくなった日が当該職員となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員でなくなった日前の職員であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る職員となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員であつた期間

3~17 (略)

○ 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和60年野田市条例第17号）
(第5条関係)

改 正 案	現 行
<p>(勤務を要しない日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前条の勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で任命権者が勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上(再任用短時間勤務職員にあっては、4週間ごとの期間につき8日以上)の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。 (育児又は介護を行う職員の遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第4条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この項から第4項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る遅出勤務(勤務時間の始まる時刻及び勤務時間の終わる時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>(勤務を要しない日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前条の勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で任命権者が勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上(再任用短時間勤務職員にあっては、4週間ごとの期間につき8日以上)の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。 (育児又は介護を行う職員の遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第4条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この項から第4項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る遅出勤務(勤務時間の始まる時刻及び勤務時間の終わる時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>2~5 (略)</p>

(非常勤職員の勤務時間等)

第13条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、任命権者が別に定める。

(臨時職員等の勤務時間等)

第13条 臨時職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、任命権者が別に定める。

○ 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）（第6条関係）

改 正 案		現 行	
別表第1(第2条第1項)		別表第1(第2条第1項)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
(削る。)		法律相談員	日額 36,000円
(削る。)		税務相談員	日額 12,300円
(削る。)		市史編さん調査協力員	日額 6,200円
(略)		(略)	
(削る。)		新生児・妊娠婦訪問指導員	1回当たりの額 2,000円
急病センター従事者	月額 14,000円	看護師	(年末年始等) 日額 13,700円 (上記以外) 日額 9,100円
		内科事務員	(年末年始等) 日額 13,700円 (上記以外) 日額 9,100円
		歯科衛生士	(年末年始等) 日額 11,400円 (上記以外) 日額 7,600円
		内科診療報酬支払請求事務員	日額 9,100円
		歯科診療報酬支払請求事務員	日額 7,600円
(削る。)		消費生活相談員	日額 8,500円
(削る。)		計量器事前調査員	月額 50,000円以内で 市長が定める額
(略)		(略)	
土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第65条の規定による評価員	日額 6,500円	土地区画整理法第65条の規定による評価員	日額 6,500円
(削る。)		老人福祉推進員	年額 8,200円
(略)		(略)	

(削る。)	母子・父子自立支援員	日額 10,500 円以内で 市長が定める額
(削る。)	婦人相談員	日額 10,500 円以内で 市長が定める額
(略)	(略)	(略)
(削る。)	社会教育指導員	月額 97,000 円
(削る。)	公民館長	月額 167,000 円
(略)		(略)

別表第2(第5条第1項)

職員	費用弁償
(略)	
青少年補導員	3級の職務にある一般職
スポーツ推進委員	の職員に支給すべき旅 費に相当する額

別表第2(第5条第1項)

職員	費用弁償
(略)	
市史編さん調査協力員	3級の職務にある一般職 の職員に支給すべき旅 費に相当する額
新生児・妊娠婦訪問指導員	
急病センター従事者	
(管理者を除く。)	
消費生活相談員	
計量器事前調査員	
老人福祉推進員	
母子・父子自立支援員	
婦人相談員	
社会教育指導員	
青少年補導員	
スポーツ推進委員	

○ 野田市史編さん委員会設置条例（平成元年野田市条例第30号）（第7条関係）

改 正 案	現 行
(専門委員)	(専門委員)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 専門委員は、次の各号に掲げる者とし、市長が委嘱する。	2 専門委員は、次の各号に掲げる者とし、市長が委嘱する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 調査研究員 <u>50人以内</u>	(3) 調査研究員 <u>30人以内</u>

○ 野田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年野田市条例第3号）（第8条関係）

改 正 案	現 行
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(以下「1 歳 6 か月到達日」という。)(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が 1 歳に達する日(以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業しようとするもの

(育児休業法第 2 条第 1 項本文の条例で定める日)

第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等

育児休業という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)におい

て育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第 5 条の 3 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 32 号。以下「給与条例」という。)第 19 条第 1 項(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年野田市条例第号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第 14 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第 20 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第 6 条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第 8 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第 5 条の 3 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 32 号。以下「給与条例」という。)第 19 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第 20 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第 6 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第 8 条 削除

員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)とする。

(1) 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員(部分休業の承認)

第 9 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 (略)

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間(以下この項において「基準時間」という。)を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間に相当する休暇として規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、基準時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 10 条 (略)

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第 13 条」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第 8 条」と、「給与条例第 17 条第 1 項」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第 13 条第 1 項」とする。

3 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「給与条例第 13 条」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第 18 条」と、「給与条例第 17 条第 1 項」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第 23 条第 1 項」と、「給与額」とあるのは「報酬額」

(部分休業の承認)

第 9 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 (略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 10 条 (略)

と、「給与を」とあるのは「報酬を」とする。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年野田市条例第2号）（第9条関係）

改 正 案	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

○ 野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年野田市条例第2号）（第10条関係）

改 正 案	現 行
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

